

## 「京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(京都市以外：7月26日～8月1日延長分)について(情報提供)

7月12日から実施されている京都府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店等への営業時間短縮の要請期間(京都市以外)が、8月1日まで延長されました。

これに伴い、要請に応じた飲食店等に対する協力金についても、対象期間が延長されましたので、概要についてお知らせします。

### 《協力金(延長分)の概要》

- 1 要請期間 令和3年7月26日～8月1日
- 2 対象施設 飲食店、喫茶店、遊興施設等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- 3 要請内容【営業時間】営業時間短縮 5時から21時  
【酒類提供】酒類提供時間 11時から20時30分
- 4 酒類提供要件  
①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用推奨  
④換気の徹底、⑤同一グループの来店は、原則4人以内とすること
- 5 支給額 事業規模に応じて、1日あたり2.5万円～
- 6 申請期間 要請期間終了後に受付予定
- 7 その他  
①酒類提供を行う場合は、「酒類提供を行うために満たすべき項目チェックリスト」を作成・保存し、府による確認を受けていることが必要。  
②詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。  
○協力金について  
<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin14.html>  
○京都府感染再拡大の抑制に向けた今後の対策について  
[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona\\_210708taiou.html](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_210708taiou.html)



### 《問い合わせ先》

#### ○協力金に関すること

協力金コールセンター TEL：075-365-7780 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

#### ○感染再拡大の抑制に向けた今後の対策に関すること

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907 月曜日から金曜日の9時から17時

#### ○酒類提供に関すること

飲食店酒類提供支援事務局 TEL：075-284-0143 月曜日から土曜日の9時から17時



### ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

7月26日現在の登録者数は135名です。

ぜひご登録ください。



### 発行：京丹後市観光公社

(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社

海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp